

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(建築物の用途の制限の緩和)</p> <p>第32条の2 [略]</p> <p><u>2 王子公園地区地区整備計画区域内</u></p> <p><u>のスポーツ・レクリエーション地区</u></p> <p><u>においては、法第48条各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる用途に供する建築物を建築することができる。</u></p> <p><u>(1) 観覧場の用途に供する建築物で</u></p> <p><u>その客席部分の床面積の合計が1</u></p>	<p>(建築物の用途の制限の緩和)</p> <p>第32条の2 [略]</p>

万平方メートル以下であるもの

(2) 法別表第2(へ)項第4号に掲げる建築物

別表第1 (第21条関係)

(1) 地区計画の区域

	区域
[略]	[略]
(61)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画須磨北町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（ <u>本則及び次表</u> において「須磨北町地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]
(65)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画ポートアイランド南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（ <u>本則及び次表</u> において「ポートアイランド南地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]

別表第1 (第21条関係)

(1) 地区計画の区域

	区域
[略]	[略]
(61)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画須磨北町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「須磨北町地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]
(65)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画ポートアイランド南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「ポートアイランド南地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]

(71)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画深江駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（本則及び次表において「深江駅南地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]
(87)	[略]
(88)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された王子公園地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（本則及び次表において「王子公園地区地区整備計画区域」という。）
(2)	[略]

(71)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画深江駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「深江駅南地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]
(87)	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）					別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）				
(1) 地区計画の区域内の制限					(1) 地区計画の区域内の制限				
	計画区域	(ア)	(イ)			計画区域	(ア)	(イ)	
		計画地区 の区分	制限				計画地区 の区分	制限	
			制限の種類	制限の内容				制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(83)	北鈴蘭台 駅西地区 地区整備 計画区域	[略]	[略]	[略]	(83)	北鈴蘭台 駅西地区 地区整備 計画区域	[略]	[略]	[略]
		駅前地区	[略]	[略]			駅前地区	[略]	[略]
		沿道利用 地区	建築物の用 途の制限	法別表第2(イ)項第1号から第3号ま で、第5号及び第7号に掲げる建築物					
		生活支援 地区	建築物の用 途の制限	法別表第2(イ)項第1号、第2号、第 5号及び第7号に掲げる建築物					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(87)	[略]	[略]	[略]	[略]	(87)	[略]	[略]	[略]	[略]
(88)	王子公園 地区地区 整備計画 区域	教育・研 究地区	建築物の用 途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 大学及び高等専門学校 (2) 前号の建築物に附属するもの	(88)	王子公園 地区地区 整備計画 区域	教育・研 究地区	建築物の用 途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 大学及び高等専門学校 (2) 前号の建築物に附属するもの
			壁面の位置 の制限	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界 線までの距離は、5メートル以上と すること。 (2) (1)の基準に満たない距離にある 建築物等の床面積の合計が10平方メ ートル以下である場合においては、 (1)の基準は、当該建築物等の外壁 等の面には適用しない。					

備考 [略]

(2) [略]

備考 [略]

(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。